

[様式第3]

情報公開(部分公開)決定通知書

企 発 第 号
年 月 日

様

原子力発電環境整備機構理事長

年 月 日付で公開の請求を受け付けました機構資料の公開について、原子力発電環境整備機構情報公開規程第12条第3項の規定に基づき、次のとおり、部分について公開をすることとしましたので通知します。

公開の実施を受ける場合は、原子力発電環境整備機構情報公開規程第15条第2項の規定に基づき、この通知書を受領した日から30日以内に、同封の様式第7「機構資料の公開の実施方法等申出書」を原子力発電環境整備機構理事長あてに提出してください。

なお、この決定に異議がある場合には、この通知書を受領した日から60日以内に、機構に対して異議の申出をすることができます。

1. 公開する機構資料の名称及び公開する部分の指定

2. 部分について非公開とする理由

3. 公開の実施の方法等(裏面の「説明事項」をお読みください。)

(1) 公開の実施の方法等

機構資料の種類・数量	公開の実施の方法	公開の実施に係る手数料		
		算定基準	基本額※	手数料※

注※：公開する機構資料全体について公開の実施を受ける場合の金額を記載

(2) 機構の事務所における公開を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込み額)

担当者 原子力発電環境整備機構

[様式第3、9の裏面の標準記載事項]

機構資料の公開を実施する上での説明事項

1. 公開の実施の方法等の選択

- 公開の実施の方法等については、この通知書を受領した日から30日以内に、同封の様式第7「機構資料の公開の実施方法等申出書」により申出をしてください。
- 公開の実施の方法は、3(1)「公開の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。また、必要な部分についてのみ公開の実施を受ける（例えば、100頁ある機構資料のうち、目次の部分に相当する最初の10頁についてのみ公開の実施を受ける）ことも可能です。
- 機構の事務所における公開の実施を選択する場合は、3(2)「機構の事務所における公開を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。この場合、公開の実施の準備を行う都合がありますので、様式第7「機構資料の公開の実施方法等申出書」は公開を受ける希望日の 日前までに当方に届くよう提出願います。
- なお、最初に公開を受けた日から30日以内に限り、更に公開を受ける旨を申し出ることができます。この場合、様式第8「機構資料の更なる公開の実施方法等申出書」の提出が必要になります（「公開の実施に係る手数料等」については、公開の実施の方法により異なりますので別途、お問合せください）。

2. 公開の実施に係る手数料

- 公開の実施に係る手数料の額は、選択した公開の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を算定し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差引いた額となります。

(例) ・ 155頁の機構資料を閲覧する場合

10枚まで毎に10円 → 基本額160円 → 手数料は無料

・ 155頁の機構資料の写しの交付を受ける場合

1枚毎に10円 → 基本額1550円 → 手数料は1250円

・ 155頁の機構資料のうち、122頁を閲覧し、33頁について写しの交付を受ける場合
閲覧に関する基本額130円 + 写しに関する基本額330円 → 手数料160円

- 写しの送付による公開の実施を選択する場合は、公開の実施に係る手数料の他に、郵送料の納付が必要です。
- 公開の実施に係る手数料は、様式第7「機構資料の公開の実施方法等申出書」の提出と同時に、持参するか、現金書留により納付してください。
なお、公開の実施の準備作業は、公開の実施に係る手数料の納付確認後に開始しますので、当該手数料は、公開を受ける希望日の 日前までに納付願います。

3. 公開の実施

- 機構の事務所における公開の実施を選択した場合には、公開の実施を受ける当日、この通知書及び請求者本人であることを証明するものを持参し、担当者に提示してください。
- 公開する機構資料に、機構及び公開の請求者以外の第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該第三者から本通知に係る決定に対して異議の申出がなされたときには、公開の実施を一旦停止させていただきます。この場合、直ちに、その旨を書面によりお知らせするとともに、引き続き、異議の申出内容についての検討を行い、異議の申出に係る決定内容等をお知らせいたします。

4. 問合せ等

公開の実施の方法等、公開の実施に係る手数料の算定・納付方法等について、不明な点がございましたら、本通知書に記載した担当者まで問い合わせください。